

# 自殺対策に関連する法律

## 日本国憲法（昭和 22 年（1947 年））

自殺対策に関連する大原則は、日本国憲法における基本的人権の保障です。

## 自殺対策基本法（平成 18 年（2006 年））

自殺は個人の問題として考えられる傾向にありましたが、自殺対策基本法は、自殺は追い込まれた末の死であるとの認識に立ち、自殺を社会的に防ぐことや自死遺族への支援を行うことを目的としています。

## 自殺総合対策大綱（平成 29 年（2017 年））

自殺対策基本法に基づき、政府が推進すべき自殺対策の指針を定めています。地域レベルの実践的な取り組みの更なる推進、若者の自殺対策や勤務問題による自殺対策の更なる推進、自殺死亡率の減少を目標とし、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指しています。

## 個人情報保護法（平成 15 年（2003 年））

自殺対策におけるさまざまな場面で、相談者の人権と主体性を守り、その健康と福祉に寄与することを基本とします。相談者の個人情報については、個人情報保護法の原則を守りつつも、相談者のいのちを守るために、連携体制の強化やカンファレンスを通じての情報の共有なども図ります。

## 児童虐待防止法（平成 12 年（2000 年））

児童虐待の防止を目的としており、児童虐待の定義のほか、虐待を受けたと思われる児童を発見した者は速やかに福祉事務所もしくは児童相談所に通告しなければならないという通告義務等について定められています。子どもの虐待の背景に隠された「死にたい」という気持ちや「生きづらさ」に気づき、親子が将来に夢と希望を持って生きることが出来るように支援していきます。

## 高齢者虐待防止法（平成 18 年（2006 年））

高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者の迅速な保護及び養護者に対する適切な支援について、市町村が第一義的に責任を持つことが規定されています。高齢者虐待の防止・早期発見に努めるため、虐待が疑われる場合に市や地域包括支援センターへの通報義務について、市民に対して周知・啓発を行うとともに、高齢者虐待の相談窓口の周知に取り組みます。

## **障害者虐待防止法（平成 24 年（2012 年））**

国や地方公共団体、障害者福祉施設従事者等、使用者等に障がい者虐待の防止等のための責務を課すとともに、障がい者虐待を受けたと思われる障がい者を発見した者に対して通報義務を課しています。

## **DV 防止法（配偶者暴力防止法）（平成 13 年（2001 年））**

夫婦や恋人間での暴力（DV＝ドメスティック・バイオレンス）の被害者保護と自立支援を目指して成立しました。被害者の申し立てにより、必要に応じて加害者へ接近禁止や住宅からの退去等の「保護命令」が出されます。これまでの改正を経て、加害者の対象が離婚した元パートナーや同居相手にも拡大されています。

## **性同一性障害特例法（平成 15 年（2003 年））**

性同一性障害を抱える者における社会生活上の様々な問題を解消するため、法令上の性別の取扱いの特例が定められています。性的マイノリティは、家族を含む対人関係上の問題等を抱えることが多く、精神的不調と自殺のリスクが高い傾向にあります。

## **犯罪被害者等基本法（平成 16 年（2004 年））**

犯罪被害者等（犯罪被害者とその家族や遺族のことをいう）のための施策を総合的かつ計画的に推進することによって、犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的としており、その基本理念として、犯罪被害者等は個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有すること等が定められています。犯罪被害者等は自身の安全が奪われる経験をすることにより、心的外傷体験から、時に「死にたい」「消えたい」という気持ちに至ることがあります。

## **子ども・若者育成支援推進法（平成 21 年（2009 年））**

子ども・若者をめぐる環境が悪化し、不登校、ひきこもり、ニート等、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者の問題が深刻な状況にあることを踏まえ、子ども・若者の健やかな育成、子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援について定められています。近年、自殺者全体の総数は減少傾向にあるものの、若年層の自殺者数は高止まりしており、自殺総合対策大綱においても若年層への自殺対策は重点施策となっています。本市でも若年層の相談件数は増加しています。

## **生活困窮者自立支援法（平成 25 年（2013 年））**

生活困窮者（現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者のことをいう）の自立の促進を図るため、生活困窮者に対する自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給、その他の支援を行うための所要の措置について定められています。生活困窮者は、生活困窮状態を理由に、または生活困窮状態と他の要因が絡み合い、自殺に追い込まれることがあります。生活困窮者の自殺予防に関して、関係機関との協働支援体制をさらに強化していきます。

## **過労死等防止対策推進法（平成 26 年（2014 年））**

過労死等の防止のための対策を推進し、もって過労死等がなく、仕事と生活を調和させ、健康で充実して働き続けることのできる社会の実現に寄与することを目的に、過労死等の定義や、国、地方公共団体、事業主の責務等について定められています。過労により、うつ病をはじめとする精神疾患に陥ると、死ぬこと以外の選択肢が見い出せなくなることがあります。働く者の心身の健康管理が求められます。

## **災害対策基本法（昭和 36 年（1961 年））**

防災基本計画に沿って、災害後の心的外傷性ストレス障害など被災者の心身の健康状態を把握し心身の健康が保てるような取組みが求められています。災害救助法や被災者生活再建支援法による、いわばハード面の支援に加え、自殺念慮が高まることへの心理的な支援が求められます。

## **国民保護法（平成 16 年（2004 年））**

戦争または戦闘が発生した場合に、武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護し、武力攻撃の国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最少となるように、国や地方公共団体等の責務、国民の協力、国民の避難等が定められています。戦争や戦闘は絶対に避けなければならない事態ではありますが、自然災害と同じく、この場合においても自殺を防ぎ「生きること」に最大の価値があります。